

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	動物愛護管理推進事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	小島	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-01-01	動物愛護管理推進事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 55年度		根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例他			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。						
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人						
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 ① 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 ② 犬のふん尿放置・放飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 ③ 啓発パンフレットの配布 ④ 犬のこう傷事故届け出受付 ⑤ 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付 ⑥ 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 ⑦ 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 ※ 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施						
経過	平成4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため） 平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了） 平成24年度 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始						
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域と協力して取り組む対策を促すための支援事業を実施する必要がある。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		医療保健政策区市町村包括支援事業	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,320
一般財源		19,333	28,099	28,944	31,544	31,264	28,453	7,076
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	プレート配布	538	660	709	583	504	456	800
	忌避剤配布	328	299	247	264	260	205	400
	犬のこう傷事故	11	6	4	11	11	4	8
	相談・苦情件数	390	288	280	296	288	228	295

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,279	報償費	動物関連講演会講師謝礼	77	報償費	動物関連講演会講師謝礼	130
需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	422	需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	384	需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	1,838
報償費	動物関連講演会講師謝礼	73	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	22	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	58
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	74	委託料	災害時ペット対策マニュアル作成、動物愛護イベント会場設営費	482	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	6,200
			負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	4,445			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	啓発事業（相談件数）	311	288	228	-	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
②	不妊去勢手術（助成件数）	432	355	302	393	-	飼い主のいない猫等不要な繁殖を抑制し屋外猫の被害緩和を図る。
③							

（問題点・課題）	<p>○公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。</p> <p>○飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため、引き続きPRしていく必要がある。</p> <p>○登録活動団体の団体数が減少しているため、活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高め、団体数増加を図る。</p> <p>○災害時のペットの避難について、ペットの飼い主を含め、区民への啓発が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>○犬のしつけ方教室 14区で実施</p> <p>○猫の不妊去勢手術費助成 21区で実施（中野区のみ未実施）</p> <p>○猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	25年度の活動・あり方検討を踏まえて、不妊・去勢手術によって猫の増加を抑え、屋外にいる猫による被害件数の減少を図る。	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を進めることで、区民からの屋外にいる猫の被害（排泄物・鳴き声）の減少を図った。	災害時のペットの同行避難について、区報やホームページを通じ区民への啓発を行い、各避難所に対して、説明等を行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。 飼い主のいない猫問題については、支援事業を継続して実施し、地域における理解を高めしていく必要がある。

況議会（要質問状）	平成21年1定 平成25年3定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について
-----------	--------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	狂犬病予防対策事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	小島	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	狂犬病予防法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の子犬を飼養している区民						
内容	① 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） ② 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） ③ 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） ④ 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 ⑤ 捕獲犬の拘留についての公示 ⑥ 犬の返還申請受付 ※手数料 ① 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,100円 ② 登録手数料・・・3,000円（再交付は1,600円） ③ 注射済票交付手数料・・・550円（再交付は340円）						
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）						
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか各区民事務所で受付を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		875	992	953	891	866	909
①決算額（27年度は見込み）		870	850	705	709	789	850	901
②人件費等		4,886	7,674	7,456	8,674	5,713	5,220	
③減価償却費			3,050	3,266	3,388	2,873	2,698	
【事務分担量】（%）		60	105	105	105	85	83	
合計（①+②+③）		5,756	11,574	11,427	12,771	9,375	8,768	901
特定財源	国							
	都							
	その他	畜犬登録手数料等	4,027	4,074	4,282	4,401	3,691	3,691
一般財源		1,729	7,500	7,145	8,370	5,684	5,077	-3,377
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	鑑札交付数（再交付含む）	787	748	707	622	613	625	1,000
	済票交付数（再交付含む）	4,574	4,753	4,845	4,864	4,870	4,780	6,500
	登録数	6,283	6,489	6,478	6,581	6,686	6,703	6,700

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	398	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	237	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	262
需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	241	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	406	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	431
使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	102	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	104
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	102	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104
償還金利息等	過年度畜犬登録過誤納還付	3	償還金利息等	過年度畜犬登録過誤納還付	3			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	登録数	6,581	6,686	6703	6,700	-	
②	予防注射接種率	0.737	0.726	0.713	0.77	1	済票交付数(再交付除く)／登録数
③							

問題点・課題 (指標分析)	飼い犬の登録義務(畜犬登録・住所変更等)を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	登録数、予防注射接種率をさらに向上させるため、その他の対策(飼い主への啓発チラシ配布等)を引き続き検討し、実行する。	区内の動物取扱業者に対して、飼い主への啓発チラシを配布することで、登録数、予防注射接種率の向上を図った。	他区の状況を調査し、成功している事例を参考にしつつ、登録数、予防注射接種率の向上を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	カラス対策事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	小島	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	カラス対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の收容を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。						
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民						
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園や街路樹の営巣は道路公園課で対応する。						
経過	平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行 平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応 平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了						
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では、日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣箇所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予 算 額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	1,906	1,463	1,258	1,169	1,169	536
②人件費等	1,057	949	647	694	515	421	740	
③減価償却費	2,443	2,023	1,966	2,478	3,074	2,832		
【事務分担当】（%）		30	30	30	30	50	49	
合計（①+②+③）	3,500	3,844	3,546	4,140	5,279	4,846	740	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	3,500	3,844	3,546	4,140	5,279	4,846	740	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	巣の撤去／個（直営による撤去も含む）	53	57	42	41	32	24	42
	ヒナ回収／羽（巣のヒナ、落下ヒナ）	48	36	53	41	40	25	41
	卵回収／個	76	67	22	77	32	32	51

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	カラス等回収業務	515	委託料	カラス等回収業務	421	委託料	カラス等回収業務	740

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 巢の撤去／個 (直営による撤去も含む)	41	32	24	42	-	
	② ヒナ回収／羽 (巢のヒナ、落下ヒナ)	41	40	25	41	-	
	③ 卵回収／個	77	32	32	51	-	

(問題点・課題分析)	<p>○本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>○カラスの営巣を防ぐため、区民に対して樹木のせん定を行うよう周知する必要がある。</p>
他区の実況	<p>(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民へのゴミ出しルールの徹底を踏まえて、苦情等の件数の減を目指し、社会の中で共生するカラスの個体数の増加を防ぐ。	区民へゴミ出しのルールの徹底と営巣対策として樹木のせん定を行うよう周知することでカラスの苦情件数の減、個体数の適正化を図った。	カラスの営巣を防ぐため、樹木のせん定を行うよう周知し、繁殖を防ぐ。無責任な猫や野鳥への餌付けを行わないよう周知する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

況議会(要質問状)	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	薬事監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	高瀬	内線	427	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	薬事監視事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 9年度		根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等	薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者、管理医療機器販売業・貸与業者、麻薬小売業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬局及び店舗販売業に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視指導 6 管理医療機器販売業・貸与業の届出受理及び監視指導 7 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 8 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 9 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 10 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 11 規制対象の家庭用品の試買検査実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導 						
経過	<p>平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管</p> <p>平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管</p> <p>平成17年度 特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管</p> <p>平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行</p> <p>平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区に移管。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了</p> <p>平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管</p> <p>平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。法の名称の変更を含む改正法が11月25日に施行</p> <p>平成27年度 平成25年に公布された地域主権改革推進関連法により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管</p>						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去した医薬品等、採水したシアン排水、試買した家庭用品は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に検査依頼。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		衛生手数料	1,265	1,478	1,582	1,221	754	677
一般財源		17,817	25,332	24,569	24,101	25,960	24,191	171
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	181	211	230	221	205	157	194
	毒物劇物販売業等監視件数	78	79	62	66	102	58	75
	家庭用品試買検体数	39	40	39	39	37	39	37

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	試験検査委託	685	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	201	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	402
需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	212	役務費	通知・周知用郵券	71	役務費	通知・周知用郵券	104
役務費	通知、周知用郵券	54	委託料	試験検査委託	896	委託料	試験検査委託	1,171
負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30	負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30	備品購入費	権限移譲に伴う備品購入	102
						負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	薬事監視指導率(%)	74	69	60	68	68	立ち入り監視指導数/施設数（管理医療機器除く）
②	毒物劇物監視指導率(%)	38	58	34	43	43	立ち入り監視指導数/施設数
③							

（問題点・課題分析）	平成25年6月14日に公布された地域主権改革推進関連法により、平成27年4月1日より、高度管理医療機器等販売業・貸与業に関する事務が区に移管された。これにより、X線装置をはじめ医療で使用される機器全般の販売業等が対象となるため、監視指導には十分注意が必要となる。 また、薬局の不適切な薬歴管理に関連して、一部の薬局が必要な薬剤師を配置していなかった可能性が示唆されたことから、平成27年4月に、区内薬局の薬剤師員数の調査を実施した。この調査結果により員数不足が疑われる薬局は、重点的に監視指導を行う。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	薬局及び店舗販売業者への立入検査等を行い、改正薬事法により規定された事項を重点的に指導し、法令遵守を徹底させる。	薬局及び店舗販売業者に対し改正法に関する周知文の送付、薬剤師会会員に対する講習会の実施及び立入検査により、法令順守を指導した。	高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し監視指導を適切に実施する。また薬剤師員数不足が疑われる薬局に対し監視指導を行う。
②	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、保管庫の施錠の徹底等盗難防止措置について、重点的に監視指導を行う。	一斉監視指導等で立入検査を実施し、盗難防止措置について重点的に指導した。	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、引き続き保管庫の施錠等の盗難防止措置について、監視指導を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	環境衛生監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	池上	内線	426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-02-01	環境衛生監視事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他4法, 要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等						
内容	1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言 3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施 5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言						
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務（述べ床3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任。 平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。 平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 環境衛生監視員が実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,352	1,060	1,162	1,004	1,057	996
①決算額（27年度は見込み）		1,116	666	743	765	636	785	1,040
②人件費等		29,318	31,392	29,642	29,740	31,767	28,220	
③減価償却費			10,458	10,885	11,618	13,351	12,679	
【事務分担量】（%）		360	360	350	360	395	390	
合計（①+②+③）		30,434	42,516	41,270	42,123	45,754	41,684	1,040
特定財源の推移	国							
	都							
	その他衛生手数料	930	707	654	703	613	704	695
一般財源		29,504	41,809	40,616	41,420	45,141	40,980	345
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	環境衛生施設の許認可届出数	60	36	31	35	33	33	-
	環境衛生施設の監視指導数	669	544	516	414	690	332	-

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	各種検査材料費、消耗品等	552	需用費	各種検査材料費、消耗品等	680	報償費	財務書類審査謝礼	63
負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	60	役務費	郵便料、粉じん計の較正	50	需用費	各種検査材料費、消耗品等	859
役務費	郵便料、粉じん計の較正	24	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	55	役務費	郵便料、粉じん計の較正	48
報償費	財務書類審査謝礼	0				負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 監視指導率（%） （理容・美容・クリーニング）	25	73	15	50	60	立ち入り監視指導数/施設数
	② 監視指導率（%） （興行場・公衆浴場・旅館等）	151	159	151	150	150	立ち入り監視指導数/施設数
	③ レジオネラ属菌検査（検出率%）	1	4	4	0	0	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題分析）	2020年の東京オリンピックを控え、旅館業（簡易宿所）の計画、相談が増加している。入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改善されない施設及び長期の懸案施設等については、環境衛生監視員が複数で指導方法を検討し、積極的に問題解消に向けて改善を図る。	懸案施設については、常に複数の監視員で立ち入り検査を行い、指導方法を検討した。	懸案施設については、複数名での監視指導を継続実施する。
②	レジオネラ属菌の検査法について、短時間で結果がでる遺伝子法の導入を検討する。	LAMP法で検査することにより、短時間で結果がわかるため、事業者の自主検査での活用を指導し、営業自粛の期間を短縮した。	レジオネラ属菌が検出された場合関係部局と連携して対応し、改善期間や自粛期間の短縮を図る。
③	理容所、美容所、クリーニング所の監視指導については、3年に1回以上の定期的監視に取り組む。	旅館業法などの許可案件の想定外の事務量増加があったため、理容所、美容所、クリーニング所の定期監視ができなかった。	年間の監視指導計画を定め、計画的に監視指導を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	池上	内線	426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 ・快適な居住環境の確保を図る。 						
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 						
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>						
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいとため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。						
実施方法	<p>（○直営 ●一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。職員が相談を受け、助言、器具貸与、機材提供を行う。必要に応じて現場調査と改善活動を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		4,577	6,739	6,505	6,268	6,864	6,707
①決算額（27年度は見込み）		3,001	5,537	5,240	5,259	5,707	5,330	6,651
②人件費等		7,329	7,848	7,622	8,674	8,733	11,883	
③減価償却費			2,615	2,799	3,388	3,549	5,202	
【事務分担量】（%）		90	90	90	105	105	160	
合計（①+②+③）		10,330	16,000	15,661	17,321	17,989	22,415	6,651
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		10,330	16,000	15,661	17,321	17,989	22,415	6,651
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	ねずみ・害虫相談件数	607	749	625	703	642	865	-
	ボウフラ駆除薬剤投入（箇所）	22,661	21,421	20,544	20,591	21,781	22,310	-
	殺そ用薬剤配付数（袋）	17,396	15,232	14,212	13,474	13,194	11,983	-

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	2,190	報酬	非常勤報酬	1,986	報酬	非常勤報酬	2,167
需用費	住まいの検査材料費等	1,337	共済費	社会保険料（非常勤）	287	共済費	社会保険料（非常勤）	312
委託料	害虫駆除作業委託他	963	報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	356	賃金	衛生害虫業務臨時職員	872
賃金	衛生害虫業務臨時職員	428	需用費	住まいの検査材料費等	1,327	報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	408
報償費	ねずみ駆除事業謝礼	367	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114	需用費	住まいの検査材料費等	1,440
共済費	社会保険料（非常勤）	308	委託料	害虫駆除作業委託他	1,259	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	129
役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114				委託料	害虫駆除作業委託料	1,293

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 殺そ用薬剤配布実施率(%)	84	94	92	95	95	配付数/計画数（配付数）
	② ポウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	82	91	93	95	95	投入数/計画数（投入数）
	③ 相談件数（件）	703	642	865	700	500	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題分析）	1 蚊媒介感染症（ Dengue熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）に関する効果的な啓発事業の実施。
	2 区民からの相談では、ハチ（約200件/年）とねずみ（約250件/年）が多い。
	3 区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会との協働により、蚊の発生を減少させる具体策を検討する。	町会からの要請に応じて、ポウフラ駆除剤の投入を実施した。	町会掲示板に啓発ポスターの掲示を依頼し、回覧板用の防蚊対策のパンフレットを配布する。
②	高齢者福祉課・障害者福祉課・環境課と連携して、ねずみや衛生害虫などの発生源対策を充実する。	講習の機会などを利用し、ねずみ衛生害虫の発生源対策の啓発指導を実施した。	ねずみや衛生害虫の駆除で効果的な対策は発生源対策であり、ねずみ衛生害虫が発生しにくい環境づくりの講習など指導充実を図る。
③	社会情勢の変化を捉え、健康に大きな影響を及ぼす衛生害虫についての広報を充実する。	都内での Dengue熱の発生を受けて、防蚊対策の充実を図った。	流行の兆しのある衛生害虫について、情報収集を行い、区民へのタイムリーで的確な情報提供を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

況議会（要質問状）	平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	岩田
				内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-03-01	食の安全・安心対策					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。 収去検査：食品取扱い店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。 						
経過	<p>平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の設定</p> <p>平成24年度 ・牛の肝臓の基準の設定</p> <p> ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正</p> <p>平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正</p> <p> ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）</p>						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室または、東京都健康安全研究センターで実施。 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応。 						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		7,096	7,379	7,293	5,403	5,403	5,389
①決算額（27年度は見込み）		4,519	5,955	5,083	4,598	3,994	4,550	5,358
②人件費等		19,789	42,728	43,361	39,249	53,920	35,985	
③減価償却費			14,253	15,923	18,136	23,897	15,345	
【事務分担量】（%）		243	490	512	562	707	472	
合計（①+②+③）		24,308	62,936	64,367	61,983	81,811	55,880	5,358
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		24,308	62,936	64,367	61,983	81,811	55,880	5,358
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区検査室（化学検査：項目数）	75	1,250	1,634	1,621	1,683	1,571	1,485
	区検査室（細菌検査：項目数）	193	1,080	1,440	1,318	1,426	1,230	1,220
	都健康安全研究センター（委託：検査数）	165	324	173	124	75	124	182
	講習会数	50	55	52	52	47	56	50

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,133	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,152	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,583
委託料	試験検査物の委託	665	役務費	講習会通知等郵便	114	役務費	講習会通知等郵便	175
役務費	講習会通知等郵券	112	委託料	試験検査物の委託	1,198	委託料	試験検査物の委託	1,513
使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	84	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 収去検査（化学）の不適合率%	0	1	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	② 収去検査（細菌）の不適合率%	15	15	18	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	③ 講習会実施数	52	47	56	50	50	

（問題点・課題） （指標分析）	1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。 2. 少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。 3. 区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。 4. 収去検査において不適だった施設の改善を図るため、必要に応じて立入りを行い指導する。 5. 法改正が続くので、適切な周知方法を工夫する。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	食中毒予防をはじめ、食の安全・安心対策として正確な情報を講習会、区報やHP、通知等で事業者や消費者に適切に周知する。	平成26年度も区内を起因とする食中毒は0であったので、引き続き活用しやすい情報を周知する。	事業者や消費者に早く正確な情報を伝えるために、実用的でわかりやすい資料等の作成や、各種メディア等をさらに活用する。
②	製品の自主検査をはじめ、食品の取扱いや施設の管理など、今まで以上に自主管理を推進し、サポートも行う。	わずかずつであるが、着実に推進している。	都の推進する自主管理認証制度をはじめ、HACCPの考え方に基づく自主管理をさらに推進する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	許可・監視等業務		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	岩田	内線	428	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）						
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 ① 通常監視・指導 ② 夏期一斉・歳末一斉監視 ③ 苦情・違反処理に伴う監視・指導 ④ 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導						
経過	平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準設定 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,078	166	160	148	140	135
①決算額（27年度は見込み）		774	164	140	132	72	120	134
②人件費等		19,789	22,672	21,258	18,799	21,038	27,797	
③減価償却費			7,553	7,806	8,745	8,991	11,899	
【事務分担量】（%）		243	260	251	271	266	366	
合計（①+②+③）		20,563	30,389	29,204	27,676	30,101	39,816	134
特定財源	国							
	都							
	その他	衛生手数料	11,938	11,000	9,795	8,114	8,801	10,696
一般財源		8,625	19,389	19,409	19,562	21,300	29,120	-9,881
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	営業許可・届出件数	7,127	7,071	7,119	7,135	7,164	7,461	7,200
	新規・更新・届出件数	1,200	1,197	1,039	852	969	864	915
	許可・届出施設監視数	6,636	4,700	6,099	4,633	5,015	5,021	5,000
	苦情処理件数	59	46	43	31	54	55	50

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	72	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	120	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	134

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	監視率（％）	65	70	67	70	50	2年で全ての施設を監視。
②	表示監視品目数	7,721	16,675	14,493	10,000	10,000	
③							

（問題点・課題） （指標分析）	1. 今後も法改正等が続くので、周知方法等に工夫が必要である。 2. 食品表示法の施行等による正しい表示等を引き続き周知する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法改正等について、適切な指導及び助言を行う。	適正な指導及び助言を行った結果、支障なく業務が執行された。	関係部署とも連携しながら、業者が速やかに対応していけるように、適切な指導や助言を行う。
②	食品表示法の施行に合わせて、適切な情報提供や、指導及び助言を行う。	食品表示法の決定事項が年度末ぎりぎりであったので、引き続き指導及び助言を行うこととする。	関係部署とも連携しながら、業者が速やかに対応していけるように、適切な指導や助言を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

況議会 （要質問 状）	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	医療援助		部課名	健康部健康推進課	課長名	後藤		
			担当者名	大嶋	内線	433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	医療援助						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 45年度		根拠	予防接種法、予防接種法施行令				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。							
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻疹・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者							
内容	救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：設定を受けた病気について医療をうけた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金・葬祭料：死亡した時							
経過	・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 ・支給者の死亡により、平成26年度から支給件数が2件（障害年金1級1人、2級1人）から1件（2級1人）になった。							
必要性	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは必要不可欠である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 健康被害による年金受給者（障害年金2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		9,420	9,420	9,417	9,380	9,352	6,487
①決算額（27年度は見込み）		9,420	9,418	9,391	9,360	9,338	5,777	4,020
②人件費等		407	436	560	135	145	148	
③減価償却費			145	311	161	169	163	
【事務分担当】（%）		5	5	10	5	5	5	
合計（①+②+③）		9,827	9,999	10,262	9,656	9,652	6,088	4,020
特定財源の推移	国							
	都	予防接種健康被害補償給付費	7,065	7,063	7,043	7,019	7,004	
	その他							
一般財源		2,762	2,936	3,219	2,637	2,648	6,088	4,020
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	障害年金1級者	1	1	1	1	1	0	0
	障害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	予防接種事故障害年金	9,338	扶助費	予防接種事故障害年金	5,777	扶助費	予防接種事故障害年金	4,020

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	支給件数	2	2	2	1	1	
②							
③							

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。（支給者の死亡により、平成26年度から支給件数が1件になった。）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法令に従い、事務執行を着実に行う。	法令に従い、事務執行を着実にを行った。	法令に従い、事務執行を着実に行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。（法定事務）

議会議事（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-09	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	予防接種費		部課名	健康部健康推進課
			担当者名	大嶋
			課長名	内線
				433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	予防接種費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	23年度	根拠法令等	予防接種法、予防接種法施行令
終期設定	○有 ●無	年度		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現	
	施策	02	健康危機管理体制の整備	
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。			
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種：法令に基づいた年齢の者 ・任意予防接種：要綱に基づいた年齢の者 			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種：ヒブワクチン、小児用肺炎球菌・BCG(結核)四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)・三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)・急性灰白髄炎(ポリオ)・日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)麻しん風しん混合及び麻しん・風しん、水痘(みずぼうそう)、子宮頸がん予防ワクチン・高齢者インフルエンザ(65歳以上、一部60歳以上)・高齢者肺炎球菌(65・70・75・80・85・90・95・100歳で未接種) ・任意予防接種：流行性耳下腺炎(おたふく)、麻しん風しん特別対策(定期予防接種未接種者対象)、BCG特別対策(定期予防接種未接種者対象)、風しん(19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者)の抗体検査及び予防接種(接種者及び既往歴者を除く) 			
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種：予防接種法及び予防接種法施行令に基づく、予防接種を実施。(平成6年10月から義務接種から勧奨接種に変更) ・任意予防接種：21年度からヒブ・流行性耳下腺炎(おたふく)・水痘(みずぼうそう)の助成を開始。23年度からは小児用肺炎球菌、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌の助成を開始。平成25年3月14日から19歳から49歳以下の区民に対し、風しん予防接種の全額助成を開始。平成26年から19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、妊婦の同居者に対して、風しん抗体検査及び予防接種の助成を開始。平成26年から麻しん風しん特別対策、BCG特別対策の助成を開始。(平成25年4月から、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期予防接種となった。また、平成26年10月から水痘・高齢者肺炎球菌が定期予防接種となった。) 			
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。			
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 各種予防接種業務委託 (一社) 荒川区医師会及び医師会非加入の区内協力医療機関に委託			

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		医療保健政策区市町村包括補助事業	2,327	34,626	128,711	92,225	18,810	
予防接種委託金(他区分)	21,019	29,864	23,383	22,431	39,000			
一般財源		193,506	284,546	386,047	434,027	490,021	611,035	551,105
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		定期予防接種等(高齢者インフルエンザ含)	41,437	51,937	50,612	53,335	62,756	66,007
	任意予防接種(高齢者肺炎球菌含)	2,976	35,263	35,421	22,560	8,645	5,751	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	医師会等委託料	520,113	需用費	医師会等委託料	1,961	需用費	医師会等委託料	1,871
役務費	通知用郵便料等	3,491	役務費	通知用郵便料等	6,196	役務費	通知用郵便料等	3,827
負担金補助等	任意接種助成	2,155	委託料	任意接種助成	583,006	委託料	任意接種助成	544,942
需用費	予防接種予診票等	1,576	負担金補助等	予防接種予診票等	398	負担金補助等	予防接種予診票等	465

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	麻しん接種率(第1期)(%)	96.7	93.6	94.4	95	95	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本脳炎予防接種や麻しん風しん予防接種など、積極的な接種勧奨差し控え等の影響により規定回数を接種していないケースがみられるため、接種率向上に向けた勧奨を行う。 ・定期予防接種の種類が増加し、保護者により接種スケジュールの管理に係る負担が大きくなっている。保護者の負担を軽減し、接種漏れ等を防ぐための効果的な周知方法を検討する。 ・B型肝炎ワクチン等の任意接種や積極勧奨差し控え中の子宮頸がんワクチンなどについて、国の動向等も踏まえながら、区による助成や勧奨等のあり方について検討する。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	定期予防接種の種類が増加する傾向にある。接種事業を円滑に実施できるよう、体制を確立する。	高齢者肺炎球菌及び水痘が定期予防接種化されたが、課内で連携・協力することにより、事業を円滑に実施することができた。	定期予防接種及び任意予防接種の種類が増加する傾向にある。接種事業を円滑に実施できるよう、引き続き、体制を確立する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

況議 （要 質 問 状）	26年-決特 25年-決特	高齢者肺炎球菌の定期予防接種化に伴う経過措置等にかかる区民への周知について 不活化ポリオワクチンへの変更にかかる区民への周知について
--------------------------	------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	今田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	後天性免疫不全症候群予防対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠法令等	感染症予防法、特定感染症予防指針		
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。						
対象者等	区民						
内容	正しい知識の普及 ・ 中学校生徒等を対象にした健康教育 ・ 依頼による健康講座への講師派遣 ・ 区民へのパンフレットの配布 ・ 電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・ エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施						
経過	・ 平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・ 平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始。 ・ 平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施。 ・ 平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施。 ・ 平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施。 ・ 平成23年度から26年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成27年度は、区立中学校5校で講演会を実施予定。						
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体検査は健康安全研究センターに依頼している。なお、検査手数料については感染症予防対策費で執行している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	226	226	550	226	226	225
①決算額（27年度は見込み）		211	166	279	190	166	160	225
②人件費等		3,257	3,924	3,388	2,891	2,994	2,781	
③減価償却費			1,307	1,244	5,970	1,217	1,170	
【事務分担当】（%）		40	45	40	35	36	36	
合計（①+②+③）		3,468	5,397	4,911	9,051	4,377	4,111	225
特定財源	国 感染症対策特別促進事業等	62	59	65	112	112	112	111
	都							
	その他							
一般財源		3,406	5,338	4,846	8,939	4,265	3,999	114
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	HIV検査件数	50	71	55	50	63	64	95
	電話相談	102	104	132	89	88	81	86
	来所相談	95	152	116	109	130	129	123
	中学校対象エイズ教育講演会	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	予防教育講師謝礼	123	報償費	予防教育講師謝礼	118	報償費	予防教育講師謝礼	130
役務費	受信専用電話使用料	32	需用費	保健所マップ・事務用品	10	需用費	採血用品・教材等	62
需用費	図書・湿度計等	11	役務費	受診専用電話使用料	32	役務費	受診専用電話使用料	33

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 中学生等対象エイズ教育講演会（回）	5	5	5	5	5	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	② 中学生等対象エイズ教育講演会参加者数（人）	497	506	552	600	700	中学校在学中全員が受講する。
	③ 区報掲載数（回）	2	2	2	2	2	

（問題点・課題分析）	H I V感染者が増加する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見・差別の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要が重要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	講演会の内容の充実を図り、より正しい知識の普及啓発を行う。	H I V検査の重要性及び予防の大切さ等を中学生を対象とした講演会や区報掲載等で区民への周知を図った。	学校及び地域の関係者の協力のもと、普及啓発の強化に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生の減少のため重要である。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	感染症予防対策費		部課名	健康部保健予防課	課長名	関	
			担当者名	今田	内線		430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	感染症予防対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 11年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。						
対象者等	感染症に罹患した、あるいは罹患した恐れのあるもの（区内医療機関より届出があったものについては、勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）						
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な調査・措置指導を人権に配慮して実施。 （検査内容） ○緊急肝炎ウイルス検査事業、HIV検査、クラミジア抗体検査、疫学調査の際に採取した検体の検査（検体搬送手段） ○バイク便を活用（患者の移送） ○結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用						
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。						
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であるため、調査・検査等の実施により感染拡大防止の必要性は高い。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） HIV検査、クラミジア抗体検査、積極的疫学調査での問診・検体採取等は保健所で実施し、検体検査、緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は外部委託している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		9,269	10,586	9,619	9,000	8,004	8,106
①決算額（27年度は見込み）		7,672	8,693	6,579	7,096	5,387	6,301	7,694
②人件費等		8,958	13,342	13,973	11,566	11,807	14,678	
③減価償却費			4,445	5,132	4,518	5,239	6,177	
【事務分担量】（%）		110	153	115	140	155	190	
合計（①+②+③）		16,630	26,480	25,684	23,180	22,433	27,156	7,694
特定財源の推移	国	1,236	1,351	1,525	1,743	2,691	2,756	3,373
	都							
	その他							
一般財源		15,394	25,129	24,159	21,437	19,742	24,400	4,321
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	0
	細菌検査	3,338	3,525	3,005	2,892	2,487	2,408	3,060
	性感染症等検査	45	67	52	48	54	46	95

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	性感染症検査委託等	5,125	需用費	検査器具・印刷製本等	153	需用費	検査器具・図書・事務用品等	211
需用費	検査器具等	125	役務費	郵便料・FAX使用料	158	役務費	郵便料・FAX使用料	180
役務費	郵便料	137	委託料	検査委託・検体搬送業務委託等	5,394	委託料	検査委託・検体搬送業務委託等	7,078
負担金補助等	移送料	0	負担金補助等	日本結核病学会	10	負担金補助等	感染症検査協議会分担金等	134
扶助費	入院医療給付費等	0	償還金利子等	国庫負担（補助）金返還金	586	扶助費	入院医療給付費等	91

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	感染症連絡会の開催（回）	1	1	1	1	1	
②	小児感染症発生情報配信（か所）	86	86	86	86	86	今後の新設箇所も配信対象とする。
③							

（問題点・課題分析）	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症等、様々な感染症が多発しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐためには、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	発生状況の早期把握及び感染拡大防止のため、施設職員等への基本的知識を習得し、対策の理解を図る。	関係施設の職員等を対象に感染症全般に関する説明会を実施し、適切に対応できるよう周知を図った。	さらに区内関係機関連絡会や講習会等を開催し、感染症の発生予防及びまん延防止対策を図る。
②	引き続き区内各関係機関との情報の共有化を図る。	各関係機関との情報を密にして、適切に安全管理の周知を図った。	区内各関係機関との情報の共有化を図り、感染拡大防止に務める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 さまざまな感染症のまん延防止対策は最重要課題である。

況議（会要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	新型インフルエンザ対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-01-01	新型インフルエンザ等対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	新型インフルエンザ発生した場合に区民の生命を守る。						
対象者等	区民						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。 ・ 講演会開催により新型インフルエンザ対策の周知啓発を行う。 ・ インフルエンザ区独自定（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。 ・ 対応訓練用及び医療用資器材の充実を図る。 						
経過	<p>平成21年4月、インフルエンザ(H1N1)2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置 ・ 第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」(230,447千円)を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人(23.8%)} <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン(3価)接種開始(助成者数40,006名)※健康推進課担当</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ(A/H1N1)は季節性インフルエンザとしての扱い。</p> <p>平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定(平成25年4月施行)</p> <p>平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。※総務企画課</p> <p>平成26年10月荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。</p>						
必要性	新型インフルエンザ(H5N1型)における荒川区の被害想定では、区民の約30%の62,000人が感染し、感染者のうち230人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	243,332	5,786	1,447	497	470	474
①決算額(27年度は見込み)		72,297	497	1,252	392	388	381	619
②人件費等		17,916	6,976	6,775	4,544	3,160	3,322	
③減価償却費			2,324	2,488	1,775	1,284	1,398	
【事務分担当】(%)		220	80	80	55	38	43	
合計(①+②+③)		90,213	9,797	10,515	6,711	4,832	5,101	619
特定財源	国							
	都	東京都新型インフルエンザ臨時補助	13,851					
	その他							
一般財源		76,362	9,797	10,515	6,711	4,832	5,101	619
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	講演会開催	2	3	2	2	2	2	2
	区報	1	0	0	0	0	0	0
	課・所訓練(シミュレーション)	1	1	1	1	1	1	1
	荒川区ホームページ掲出	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼・定点謝礼	343	報償費	講師謝礼・定点謝礼	342	報償費	講師謝礼・定点謝礼	419
需用費	N95マスク等購入	27	需用費	N95マスク等購入	18	需用費	N95マスク等購入	34
役務費	携帯電話用プリペイドカード	18	役務費	携帯電話用プリペイドカード	20	役務費	携帯電話用プリペイドカード	21
						委託料	患者移送	145

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	講演会開催（回）	2	2	2	2	2	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
②	課・所訓練(シミュレーション) (回)	1	1	1	1	1	
③	リーフレット・区報特集号発行 (回)	0	0	0	0	1	平時はホームページ等で情報提供

（問題点・課題 分析）	21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ策定した、荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、強毒型の新型インフルエンザ等発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、各関係機関との情報の共有化を図る必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。	医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の検討を行った。	荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療従事者等への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。
②	引き続き新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。	新型インフルエンザ対策の啓発活動に努めた。	新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 新型インフルエンザのまん延防止対策は最重要課題である。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	結核検診					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。						
対象者等	①簡易宿泊所等に宿泊する者 ②患者の家族及び患者と接触があった者 ③区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）						
内容	①簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 ②患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 ③区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校学生の胸部X線撮影を検診車により実施する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には美容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。 平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。 平成16年度業態者検診は廃止する。 平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。 平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。 <p>平成26年度、日本語学校検診2回実施（4月、10月）延べ受診者数3,520人 平成26年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数80人</p>						
必要性	結核のまん延防止のために重要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①③対象者－X線検診車、CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 ②対象者－検査業務の一部を外部医療機関に委託して実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		3,895	3,650	4,392	4,411	3,664	4,067
①決算額（27年度は見込み）		3,140	2,893	2,709	3,700	2,512	3,038	3,431
②人件費等		6,515	9,121	12,675	8,261	8,751	10,043	
③減価償却費			3,631	5,287	3,227	3,887	4,226	
【事務分担当】（%）		80	125	170	100	115	130	
合計（①+②+③）		9,655	15,645	20,671	15,188	15,150	17,307	3,431
特定財源	国	2,207	1,260	1,151	1,300	1,973	1,361	1,139
	都							
	その他							
一般財源		7,448	14,385	19,520	13,888	13,177	15,946	2,292
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	結核検診（ハイリスク検診）	97	76	91	67	67	80	100
	患者家族・接触者検診	613	456	256	460	290	390	490
	日本語学校検診日数	3	6	5	6	6	6	5
	日本語学校受診者数	1,003	2,416	1,706	1,986	2,734	3,520	2,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	検査委託費等	1,865	賃金	読影・QFT医師雇上げ	277	賃金	読影・QFT医師雇上げ	333
賃金	読影・QFT医師雇上げ	305	需用費	検診用消耗品等	192	需用費	検診用消耗品等	325
需用費	検診用消耗品等	195	役務費	事業所連絡用郵便料	90	役務費	事業所連絡用郵便料	102
役務費	事業所連絡用郵便料	107	委託料	検査委託費等	2,478	委託料	検査委託費等	2,671
償還金利子等	平成24年度補助金返還金	40						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	日本語学校検診率（%）	98.1	87.4	87.6	100	100	受診者／対象者
②	ハイリスク検診（人）	67	67	80	100	100	受診数
③	接触者・患者家族健診（%）	100	100	100	100	100	受診者／対象者

（問題点・課題分析）	<p>区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生のあった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。</p> <p>り患率（24年：全国16.3 荒川34.0 25年：全国16.1 荒川24.8） （り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き結核のまん延防止を図る。	施設入所者で車いす利用者を介助し、受診してもらった。	日本語学校独自で検診ができないか等検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	改善・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 結核り患率減少のため重要である。

況議（会要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	福嶋
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	患者管理					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠法令等	感染症法第53条の12、13、15			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。						
対象者等	①結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く）②治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。						
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。						
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（直接服薬支援）を開始。平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。						
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ① 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） ② 所内での検査が原則だが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,059	1,129	1,333	1,326	1,260	1,222
①決算額（27年度は見込み）		690	990	1,185	1,142	1,044	876	1,218
②人件費等		7,329	19,551	18,301	11,813	11,246	14,291	
③減価償却費			7,698	7,775	4,614	4,901	6,014	
【事務分担量】（%）		90	265	210	143	145	185	
合計（①+②+③）		8,019	28,239	27,261	17,569	17,191	21,181	1,218
特定財源	国	1	7	23	21	40	48	111
	都							
	その他							
一般財源		8,018	28,232	27,238	17,548	17,151	21,133	1,107
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	定期病状調査報告数	131	216	274	283	253	211	290
	管理検診受診者数	23	78	98	93	146	141	143

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便料、報告手数料	835	報償費	レントゲン現像料	11	報償費	レントゲン現像料	16
需用費	喀痰検査材料等	206	需用費	喀痰検査材料等	155	需用費	喀痰検査材料等	198
報償費	レントゲン現像料	3	役務費	郵便料、報告手数料	710	役務費	郵便料、報告手数料	960
委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	44

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合	9.1	4.0		5.0	5.0	結核患者の治療失敗・脱落率（単位％）※年単位
②	本人・家族面接等	1	1	1	1	1	面接者数／結核新規登録者数
③							

（問題点・課題分析）	東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%が掲げられており、結核対策の一層の強化を目指している。当区においては、区内でも住所不定者や外国人患者割合が多いため、より丁寧な患者管理を行う必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	DOTS（直接服薬確認療法）を推進するため、医療機関等とのネットワークの構築を図る。	医療機関等と密接に連携し、患者の受診状況や服薬情報を確認することで、DOTSの推進を図ることができた。	様々な服薬支援の方法や関係機関との連携を検討し、効果的な治療完遂の一層の充実を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 結核り患率減少のため重要である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	福嶋
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	感染症診査協議会（結核部会）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	感染症法第18条, 19条, 20条, 24条, 37条, 37条の2			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	①入院勧告・就業制限の報告及び入院勧告の延長の診査等 ②医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査						
対象者等	結核患者						
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院の勧告・措置・延長並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。						
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。						
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 原則毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,976	2,929	2,982	2,982	2,982	2,968
①決算額（27年度は見込み）		2,684	2,807	2,833	2,770	2,831	2,566	2,968
②人件費等		4,479	3,924	2,964	3,304	2,079	1,931	
③減価償却費			1,307	1,089	1,291	845	813	
【事務分担当】（%）		55	45	35	40	25	25	
合計（①+②+③）		7,163	8,038	6,886	7,365	5,755	5,310	2,968
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		7,163	8,038	6,886	7,365	5,755	5,310	2,968
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	開催数	24	24	24	24	24	23	23
	第37条の2診査	132	122	119	122	95	106	101
	第19条及び20条診査	105	115	84	85	52	60	56

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	2,768	報酬	委員報酬	2,523	報酬	委員報酬	2,907
旅費	委員費用弁償3名分	46	旅費	委員費用弁償3名分	43	旅費	委員費用弁償3名分	52
需用費	図書等、賄い飲料	17	需用費	図書等	0	需用費	図書等	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	① 診査件数	207	147	166	173	180	診査予定件数（件）
②	②						
③	③						

（問題点・課題分析）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行うことが必要となった。その場合は、委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。72時間以内の手続きが必要となるため、休日前・休日中等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	迅速診査会の適切な実施のため、最新の連絡先等を正しく把握し、確実な連絡体制を整備する。	委員全員の最新の連絡先等を正しく把握し、確実な連絡体制を整備し、迅速診査会を適切に実施した。	適宜必要な確認を行い、確実な連絡体制を維持していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-15	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	関
		担当者名	本田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-02-03	医療扶助		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現		
	施策	02	健康危機管理体制の整備		
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。				
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。				
内容	感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。				
経過	平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。				
必要性	感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		38,859	32,270	24,497	21,887	21,538	17,353
①決算額（27年度は見込み）		19,495	26,300	15,884	17,516	10,428	14,876	17,484
②人件費等		1,628	872	1,694	1,652	416	773	
③減価償却費			291	622	645	169	325	
【事務分担量】（%）		20	10	20	20	5	10	
合計（①+②+③）		21,123	27,463	18,200	19,813	11,013	15,974	17,484
特定財源	国	結核医療費国庫負担金						
	都	11,411	15,505	14,334	12,476	9,076	7,486	12,500
その他								
一般財源		9,712	11,958	3,866	7,337	1,937	8,488	4,984
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	国保請求数	509	484	529	573	462	545	573
	社保請求数	464	493	508	456	349	292	455
	療養費			1	1		1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	結核医療費	9,968	委託料	事務費	64	委託料	事務費	91
償還金利子等	平成24年度分国庫負担金返還	398	扶助費	結核医療費	12,917	扶助費	結核医療費	17,393
委託料	事務費	62	償還金利子等	平成25年度分国庫負担金返還	1,894			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	第37条の2受診件数	946	754	766	852	889	3～2月診療分 目標値は4か年平均
②	第37条受診件数	83	57	71	77	84	3～2月診療分 目標値は4か年平均
③							

（問題点・課題 指標分析）	医療費を公費負担する際には「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要であり、これに基づき、診査会（毎月2回）にかけなければならないが、患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合が多い。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、委任状を活用して課税情報を確認する。	税務署等に出向くことが困難な事例に対して、委任状を活用して課税情報を確認し、患者が安心して治療が受けられる環境作りに努力した。	税務署等に出向くことが困難な事例の場合、委任状を活用して課税情報を確認できるようにする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--